

平成 27 年 2 月 16 日

次世代の党

事務局

資料送付のご案内

平素、お世話になっております。

先日ご依頼いただいたアンケートの件、

添付の通り回答いたしますのでご確認くださいませようお願いします。

記

ア) 公開質問状回答 …… 計 3 枚

【本件問合せ先】

次世代の党 事務局

(電話:03-3595-6711)

在日コリアン弁護士協会公開質問状回答

まず初めに、回答の意図が変わってしまう危険性がありますので、本回答をご使用になる場合は必ず、引用等回答の一部を抜き出したものだけでなく、回答全体も併記して頂きます様、お願い申し上げます。

1. 生活保護について、「日本の税金」「僕らの税金」を使うと歌われていますが、これは「日本人が収めている税金」という趣旨でしょうか。生活保護には、日本に住む外国人が納めた税金も使われていますが、「日本の税金」「僕らの税金」には「日本に住む外国人が納めている税金」も含まれていますか。正確な趣旨をご説明ください。

回答：

生活保護については、正確には以下の様に歌っています。

“日本の生活保護なのに 日本国民なぜ少ない 僕らの税金つかうのに 外国人なぜ8倍”
まず、「日本の税金」とは歌っていないことを指摘いたします。

「僕らの税金」には、「日本に住む外国人が納めている税金」は含まれています。そして、その使い道は、参政権のある日本国民が決めます。

税金は法律に基づいて使われるべきものです。そして、平成26年7月18日の最高裁判所の判決文においては「外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象になるにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しない者というべきである」としています。法律ではなく、昭和29年5月の厚生省社会局長の通知だけで外国人へ生活保護の支給が続けられていることを問題と考えています。

2. 生活保護について、「外国人なぜ8倍」という歌詞がありますが、この「8倍」とは、どのような統計を比較して出されたものでしょうか。その根拠をご教示ください。

回答：

①日本籍と全外国籍を含む全生活保護者の保護率は、

平成22年 保護率 1.52% ※これは人数比較です。

[厚生省福祉行政報告例。月平均被保護者実人員を国勢調査人口で除した。]

②世帯主が「韓国又は北朝鮮」籍である場合の保護率（世帯）は、

27,035 世帯／190,246 世帯＝ 14.2% ※これは世帯数比較です。

[分子：平成22年被保護者全国一斉調査（調査日7月1日）

分母：平成22年国勢調査（調査日10月1日）]。

平成22年を用いているのは、国勢調査が5年に一度しか行われていないことによりま
す。

③これらの割合を比較すると以下のようになります。

14.2% / 1.52% = 9.3倍

ここには、

- ・全生活保護者に外国人が含まれていること。
- ・分子が世帯数比較、分母が人数比較であること。
- ・分母の調査日が異なること。
- ・世帯主が「韓国又は北朝鮮」籍の世帯にも日本国籍者が存在すること

を配慮すべきと考え、8倍の表現を使いました。

④世帯主が日本籍である場合の保護率(世帯)は、1,321,120 世帯／51,158,359 世帯＝ 2.6% であり、保護率（世帯）同士を比較せよという意見もあります（この場合は、5.5倍になる）。世帯主が日本国籍であるが、外国籍の家族がいる場合や、世帯主が外国籍であるが日本籍の家族がいる場合もあります。厚生労働省に国籍別の保護率（世帯ではなく、人を単位としたもの）を要求しましたが、提示できませんでした。厚労省は、国籍別の生活保護給付の状況を把握していません。把握もせずに、通知だけで外国籍所有者への給付を続ける厚生労働省の姿勢を問題視しています。

3. 慰安婦問題について、「でっちあげ」と歌われていますが、ここでいう「でっちあげ」られている「慰安婦問題」とはどのような問題を意味していますか。そもそも「慰安婦問題」自体が存在しないという趣旨でしょうか。

回答：

まず、わが党は慰安婦という存在がいたことを認めるとともに、当時、様々な境遇の中で慰安婦という立場に身を置かれた方々が大変な苦労をされた事についても重々承知しております。公娼制度が認められていたとはいえ、多くの日本人及び外国人が慰安婦となったことは事実だと重く受け止めています。

一方、2014年8月5日、朝日新聞は、いわゆる慰安婦問題に関するこれまでの報道について、次の点について認めました。

①（日本の官憲が）慰安婦を強制連行したとする吉田清治証言を「虚偽だと判断」し、「記事を取り消し」た。

②女性を戦時動員した「女子勤労挺身隊」と慰安婦を同一視した記事の誤りを認めた。

③朝鮮や台湾では、「軍などが組織的に人さらいのように連行した資料は見つかっていません」と認めた。

わが党はこの問題を以前より注視し、国会でも質問を行っていました。

そこで今回、慰安婦を強制連行したとする吉田清治証言を真実であるかのように報じたことや、女子勤労挺身隊を慰安婦と同一視したことなどを朝日新聞による「でっちあげ」とみなして、「慰安婦問題でっちあげ」という歌詞にしました。

4. 慰安婦問題について「真相」がわかったと歌われていますが、ここでいう「真相」とはどのような事実を意味していますか。具体的な事実とその根拠をご説明ください。

回答：

ここでいう「真相」とは、2014年8月5日、朝日新聞がこれまでの、いわゆる慰安婦に関する記事のうち、①慰安婦を強制連行したとする吉田清治証言を「虚偽だと判断」し、「記事を取り消し」た、②女性を戦時動員した「女子勤労挺身隊」と慰安婦を同一視した記事の誤りを認めた、③朝鮮や台湾では、「軍などが組織的に人さらいのように連行した資料は見つかっていません」と認めた——という事実を指しています。